

令和6年10月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)	
地域名 (地域内農業集落名)	河江地区 (上住吉、下住吉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、小川町の西部に位置し、大部分は田で覆われている。農業者が少なく、後継者がいないため耕作放棄地が現在も増加している状況である。又農地は、道がせまく排水が悪い。鳥の被害もあり、ジャンボタニシが多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備に再度取り組んで農業用水を確保する。集落営農、農業法人化を目指し、体制づくりを構築する。農地への補助金の拡充要望し、活用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

宇城市小川町大字住吉の一部

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
(2)農地中間管理機構の活用方針
積極的に活用していく
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業の法人化、集落営農を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①カモ害の防止対策を行う。
- ⑨市道の拡幅要望
- ⑨雑草の処理(病虫害対策)
- ⑨用水確保と排水の整備